

地域密着型通所介護
るすつ銀河の杜
運 営 規 程

令和7年4月1日

社会福祉法人 溪仁会

るすつ銀河の杜デイサービスセンター

るすつ銀河の杜デイサービスセンター 運営規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人湊仁会が設置経営する介護保険サービスに該当する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）るすつ銀河の杜デイサービスセンター（以下、「当事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 要介護者及び要支援者（以下、「利用者」という。）が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより日々の暮らしの支援を行い、又孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第 3 条 当事業所において提供する（介護予防）地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供にあたっては、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 7 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

るすつ銀河の杜デイサービスセンター

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする

北海道虻田郡留寿都村字留寿都186番地18

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 常勤・兼務(生活相談員と兼務)

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 生活相談員 1人 常勤・兼務(管理者と兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供せれるよう、地域包括支援センターや介護支援事業所等、他の関係機関と連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 1人以上 常勤・専従

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

(4) 介護職員 2人以上

地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上 非常勤・専従

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日(土日祝祭日、年末年始除く)

(2) 営業時間 8:45～17:15

(3) サービス提供時間 9:30～16:00

(利用定員)

第8条 当事業所における地域密着型通所介護の利用定員は18人以下とする。

(地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)の内容)

第9条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護(休養)

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

② 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション(アクティビティ・サービス)

ウ. グループ活動

エ. 行事的活動

オ. 園芸活動

カ. 趣味活動(ドライブ・買物等含む)

キ. 地域における活動への参加

④ 食事支援

ア. 食事の準備、後片付け

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他の必要な食事の介助

⑤ 入浴支援

ア. 入浴または清拭

イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ. その他必要な介助

⑥ 排せつ支援

利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

利用者のご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦ 家族・地域との交流支援
- ⑧ その他必要な相談、助言

(地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)の介護計画)

第10条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に地域密着型通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)を作成する。

- 2 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の事業所等との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画を作成する。
- 4 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画の作成に当たってはその内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画を利用者に交付する。なお、交付した当該地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画は、2年間保存する
- 6 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画の作成後においても、その実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画の変更を行う。
- 8 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の利用料)

第 11 条 事業所が提供する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の利用料の額は、介護報酬告示上の額（介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）は市町村が定めた額）とし、当該指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）が法定代理受領サービスであるときは保険給付の自己負担額とする。ただし、次に掲げる項目について別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費は、昼食 500 円を徴収する。
 - (2) オムツ代は、100 円／枚、尿とりパット 50 円／枚とする。
 - (3) 利用者の希望に応じ、バスタオル 40 円（別途消費税）／枚、フェイスタオル 20 円（別途消費税）／枚、ボディソープ 25 円／回、リンスインシャンプー 25 円／回をそれぞれ徴収する。
 - (4) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎・訪問サービスとして、事業所から通常の事業の実施地域を超えて、1km ごとに 10 円を徴収する。
 - (5) 利用者の選択に資する趣味活動教材費及び行事にかかる費用は実費負担とする。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対しての同意を得る。また、併せて、その支払いを同意する旨の文書に署名（記銘押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込、又は預金口座振替（自動払込）により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

留寿都村全域

(サービスの提供記録の記載)

第 13 条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）を提供した際には、その提供日数及び内容、当該地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第 14 条 利用者の個人情報を含む地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第 15 条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、就業規則に記載するとともに誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第 16 条 提供した地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するため講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第 17 条 利用者に対する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

第 18 条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(緊急時における対応方法)

第 19 条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第 20 条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年 2 回以上の避難訓練を行う。

(記録の整備)

第 21 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 22 条 利用者は健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。

- 2 サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。
- 3 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用すること。
- 4 他の利用者の迷惑になる行為は避けること。
- 5 所持金品は自己の責任で管理すること。
- 6 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃してはならない。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果 について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職場におけるハラスメント)

第 24 条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 職員等の質の向上を図るため、次の研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 定期的研修 随時

事業所は、利用者に対する介護に直接携わる従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。
- 4 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）他等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の介護保険被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。

- 8 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従事者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 28 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この運営規程は、令和 5 年 8 月 1 日より改訂施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この運営規程は、令和 7 年 4 月 1 日より改訂施行する。